

見積依頼公告

下記のとおりオープンカウンタ方式による見積徴取を行います。

記

1. 見積書提出の方法
本件は「紙」による見積書の提出により実施するものとする。
2. 見積徴取を行う事項
 - (1) 契約件名
平成31年公認会計士試験（第Ⅱ回短答式試験）監督業務にかかる労働者派遣契約（単価契約）
 - (2) 業務場所
事前研修場所：東海財務局
試験監督業務実施場所：支出負担行為担当官 東海財務局総務部次長が指定する場所（愛知県内）
 - (3) 派遣人数
主任試験官 5名（予定）
試験補佐官 19名（予定）
現場待機者 1名（予定）
（正確な人数は平成31年3月末ごろ確定する。）
 - (4) 業務期間
事前研修実施日 平成31年5月21日（火） 18時30分～20時30分（予定）
試験監督実施日 平成31年5月26日（日） 7時45分～19時15分（予定）
（上記時間には、1時間の休憩時間を含む。）
（試験当日の実施状況により、19時15分以降、最長で45分間、延長の可能性あり。）
 - (5) 業務内容
公認会計士試験監督業務（詳細は、仕様書に記載のとおり。）
 - (6) 本件に係る仕様書の配付期限
平成31年3月27日（水曜日） 17時00分 まで
 - (7) 見積書受領期限
平成31年3月28日（木曜日） 17時00分 まで
（なお、郵送による場合は担当者及び連絡先を明記のうえ、上記の日時までを必着とし、郵送方法は「簡易書留郵便」とすること。）
 - (8) 見積合せの日時
平成31年3月29日（金曜日） 9時30分
（見積合せへの立会いは不要とする。）
3. 見積書の提出に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成28・29・30年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）において、業種区分
役務の提供等 の A、B、C、D等級
に格付けされ、「東海・北陸地域」の競争参加資格を有し、責任をもって業務を完了することができる者。
 - (2) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者。
 - (3) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者。
 - (4) 各省各庁から指名停止等を受けていない者（支出負担行為担当官が特に認める者を含む。）であること。
 - (5) 当該地方支分部局の所属担当官と締結した契約に違反し、又は業務に関し不正又は不誠実な行為をし、契約の相手方として不適当であると認められる者でないこと。
 - (6) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であり、適正な契約の履行が確保される者であること。
 - (7) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第5条第1項の許可を受けた者であること。
 - (8) 派遣会社に関する要件、及び、当局に派遣される労働者に関する要件については、仕様書に記載のとおり。
4. 契約条項等を示す場所
問い合わせ先：
東海財務局 理財部 理財課
〒460-8521 名古屋市中区三の丸三丁目3番1号
電話 052-951-1790（ダイヤルイン）
受付場所：
東海財務局 理財部 理財課
見積書の提出を希望する者は、上記2.（6）までに受付場所に「競争参加者資格審査結果通知書（全省庁統一資格）」の写しを提出し、本件に係る仕様書を受領しなければならない。
また、上記2.（7）までに受付場所に見積書、指名停止等に関する申出書、誓約書及び役員等名簿を提出すること。
ただし、土曜日、日曜日、祝日を除く、9時00分から17時00分まで。
5. 契約保証金
免除する。なお、契約保証金の免除に当たっては、契約締結の際に、平成31・32・33年度財務省競争参加資格（全省庁統一資格）を有していることを条件とする。
6. 見積の無効
本公告に示した見積書提出に必要な資格のない者が行った見積は無効とする。
7. 見積書の記載金額
契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の8パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって決定するので、見積書提出者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった価格の108分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
8. 契約相手方の決定方法
予算決算及び会計令第99条の5の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な見積書を提出した者を契約相手方とする。
9. 契約書等の作成
契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
10. その他
 - (1) 競争参加資格の確認を受けていない者については、上記2.（6）までに認定を受けなければならない。
 - (2) 本件見積にかかる契約相手方の決定及び契約の締結は、平成31年度予算が成立し、予算の執行が可能となることを条件とする。

以上公告する。

平成31年3月11日

支出負担行為担当官
東海財務局総務部次長 小栗 弘成